様式１**社会福祉法人自主点検調書（管理運営）**

※該当する項目について法人の状況、自主点検結果を記入してください（該当がない場合は自主点検結果の部分を見え消しすること。例「~~いる・いない~~」）。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 法人名 |  | 法人自主点検年月日 | 令和　　年　　月　　日 | 法人担当者名 |  |
| 施設名 |  | 市監査年月日 | 令和　　年　　月　　日 | 市 監査員名 |  |
| 点検（監査）項目 | 点検（監査）事項 |  | 自主点検結果 | 市の監査結果 | 主な根拠法令等 | 備　　考 |
| 主な確認書類等 |
| 定款内部管理体制評議員の選任評議員会の招集・運営決算手続理事の定数理事の選任及び解任理事の適格性理事長監事の定数監事の選任及び解任監事の職務・義務理事会の審議状況理事会の記録債権債務の状況会計監査人評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬報酬等支給基準報酬の支給報酬等の総額の公表事業一般社会福祉事業公益事業収益事業収益事業人事管理基本財産不動産の借用特別の利益供与の禁止社会福祉充実計画情報の公表サービスの質の評価及び向上を図るための措置苦情解決の仕組みへの取組変更登記 | １　定款の必要的記載事項（法第３１条第１項）が事実に反するものではないか。２　定款の変更が評議員会の特別決議を経ているか。※特別決議は議決に加わることができる評議員の３分の２以上の賛成が必要（定款で３分の２を上回る割合を定めた場合はその割合）３　定款の変更が所轄庁の認可を受けているか。※所轄庁の認可が不要な事項の変更は所轄庁への届出が必要４　定款を事務所に備え置いているか。　※主たる事務所及び従たる事務所への備え置きが必要（電磁的記録で作成され、従たる事務所のパソコンに記録されている場合は、従たる事務所への備え置きは不要）５　定款の内容をインターネットを利用して公表しているか。６　公表している定款は直近のものであるか。１　特定社会福祉法人（最終会計年度の収益が３０億円超又は負債が６０億円超）においては、内部管理体制が理事会で決定されているか。２　内部管理体制に係る必要な規程の策定が行われている　　　か。３　内部管理体制として必要な事項（１１事項）が決定されているか。１　定款の定めるところにより社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者が選任されているか。　※法令又は定款に定められた方法で、評議員候補者がそれに該当する旨説明することが必要　※就任承諾書等による就任意思表示の確認が必要２　欠格事由を有する者が選任されていないか。３　当該法人の役員又は職員を兼ねていないか。４　当該法人の各評議員、各役員と特殊の関係にある者が選任されていないか。５　社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が評議員の総数の５分の１を超えて選任されていないか。６　実際に評議員会に参画できない者が名目的に選任されていないか。　※判断基準：当該年度及びその前年度の評議員会を全て欠席している者等７　地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に評議員として選任されていないか。８　暴力団員等の反社会的勢力の者が評議員となっていないか。９　評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超えているか。（経過措置の間（令和２年３月末まで）は、４人以上で可）◎経過措置により７人を下回っている場合、令和２年４月以降の対応がとられているか。※経過措置対象：平成27年度決算において事業活動計算書のサービス活動収益が４億円以下又は平成28年度設立法人１　評議員会の招集通知を期限までに評議員に通知をしているか。　※評議員会の１週間前（又は定款に定めた期間）までに通知２　招集通知に記載しなければならない事項は理事会の決議によっているか。　※記載事項：開催日時・場所、開催目的、議案の概要等　※招集通知を省略する場合は、評議員全員の同意を確認　※電磁的方法で通知する場合は、評議員の承諾が必要３　定時評議員会が毎会計年度終了後一定の時期に招集されているか。　※毎年、６月末日までに開催する必要あり４　決議は必要な数の評議員が出席し、必要数以上の賛成をもって行われているか。　※議決に加わることができる評議員の過半数（定款で過半数を上回る割合を定めた場合にはその割合以上）の出席が必要５　決議が必要な事項について決議が行われているか。　※理事、監事、会計監査人の選任及び解任、理事・監事の報酬等の決議、理事等の責任の免除、役員報酬等基準の承認、計算書類の承認、定款の変更、社会福祉充実計画の承認等６　特別決議は必要数の賛成をもって行われているか。※特別決議が必要な議案：監事の解任、役員等の損害賠償責任の一部免除、定款変更等７　決議について特別の利害関係を有する評議員が議決に加わっていないか。　※特別の利害関係を有する評議員の存否確認（議事録、法人規程等）８　評議員会の決議があったとみなされた場合（省略した場合）や評議員会への報告があったとみなされた場合（省略した場合）に、評議員の全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示があるか。９　厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しているか。　※記載事項：評議員会の内容、決議省略の内容、理事の報告省略内容等※定款に従って、議事録署名人の署名又は記名押印がされているか確認10　議事録を法定の期間事務所に備え置いているか。　※法定期間：評議員会の日から主たる事務所に１０年間、従たる事務所に５年間11　評議員会の決議があったとみなされた場合（省略した場合）に、同意の書面又は電磁的記録を法人の主たる事務所に法定の期間備え置いているか。　※決議があったとみなされた日から１０年間１　計算関係書類等について、監事の監査を受けているか。２　会計監査人設置法人は、計算関係書類等について、会計監査人の監査を受けているか。３　計算関係書類等は理事会の承認を受けているか。４　会計監査人設置法人以外の法人は、計算書類及び財産目録について、定時評議員会の承認を受けているか。５　会計監査人設置法人は、計算書類及び財産目録を定時評議員会に報告しているか。６　会計監査又は専門家による支援を受けた法人は、関係通知に定められた報告書の提出及び関連報告等を受けているか。※監査周期の延長の判断のため、必要書類等を確認１　定款に定める員数が選任されているか。　※６人以上（施設等職員の選任も可）２　定款で定めた員数の３分の１を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しているか。３　欠員が生じていないか。　※欠員が生じたときは欠員補充の手続状況を確認１　評議員会の決議により選任又は解任されているか。　※就任の意思表示を就任承諾書等により確認２　理事の解任は、法に定める解任事由に該当しているか。　※重大な義務違反等があることによるものか確認１　欠格事由を有する者が選任されていないか。２　各理事について、特殊関係者が上限を超えて含まれていないか。（理事総数の３分の１（上限３人）を超えないこと）３　社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が役員の総数の５分の１までとなっているか。４　実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていないか。　※判断基準：当該年度及びその前年度の理事会を２回以上続けて欠席している者５　地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に理事長に就任したり、理事として参加したりしていないか。６　暴力団員等の反社会勢力の者が選任されていないか。７　社会福祉事業の経営に識見を有する者が選任されているか。　※適正な手続きにより選任されていることが必要８　当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者が選任されているか。※適正な手続きにより選任されていることが必要９　施設を設置している場合は、当該施設の管理者が選任されているか。　※複数施設を設置している場合１名以上で足りる１　理事会の決議で理事長を選定しているか。２　業務執行理事の選定は理事会の決議で行われているか。１　定款に定める員数が選任されているか。２　定員で定めた員数の３分の１を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しているか。　※監事候補者の選定、評議員会への議案提出、評議員会開催等、監事選任に係る手続が遅滞なく進められているか確認３　欠員が生じていないか。１　評議員会の決議により選任されているか。２　評議員会に提出された監事の選任に関する議案は監事の過半数の同意を得ているか。　※同意は同意書や監事の署名等がある議事録等で確認３　監事の解任は評議員会の特別決議によっているか。４　欠格事由を有する者が選任されていないか。５　評議員、理事又は職員を兼ねていないか。６　監事のうちに、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係にある者が含まれていないか。７　社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が役員の総数の５分の１までとなっているか。８　実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていないか。　※判断基準：当該年度及びその前年度の理事会を２回以上続けて欠席している者９　地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に監事に就任していないか。10　暴力団員等の反社会勢力の者が選任されていないか。11　社会福祉事業について識見を有する者及び財務管理について識見を有する者が含まれているか。　※適正な手続により選任されていることが必要１　理事の職務の執行を監査し、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しているか。　※会計監査人設置法人と非設置法人とでは監査内容が異なることを確認２　理事会への出席義務を履行しているか。　※２回以上続けて欠席又は監事全員が欠席していないことを確認１　権限を有する者が招集しているか。２　各理事及び各監事に対して、期限までに招集の通知をしているか。　※理事会の日の１週間前までに発出３　招集通知の省略は、理事及び監事の全員の同意により行われているか。４　決議に必要な数の理事が出席し、必要な数の賛成をもって行われているか。５　決議が必要な事項について、決議が行われているか。６　決議について特別の利害関係を有する理事が議決に加わっていないか。　※特別の利害関係を有する理事の存否について、議事録、通知、規程等を確認７　理事会で評議員の選任又は解任の決議が行われていないか。８　書面による議決権の行使が行われていないか。９　理事に委任できない事項が理事に委任されていないか。　※委任できない事項　　重要な財産の処分、譲受け、多額の借財、重要な役割を担う職員の選任・解任等10　理事に委任される範囲は明確になっているか。11　理事長及び業務執行理事は、実際に開催された理事会において、職務の執行状況について、必要な回数以上、報告がされているか。　※法令（３か月に１回以上）又は定款の定めに基づく回数１　法令で定めるところにより議事録が作成されているか。２　議事録には、法令又は定款で定める議事録署名人が署名又は記名押印しているか。３　議事録が電磁的記録で作成されている場合、必要な措置をしているか。　※電子署名が必要４　議事録又は同意の意思表示の書面等を主たる事務所に必要な期間備え置いているか。　※理事会の日から１０年間１　借入（多額の借財に限る）は、理事会の決議を受けて行われているか。　※専決規程等がない場合、全ての借財について理事会の議決が必要１　特定社会福祉法人は、会計監査人の設置を定款に定めているか。※社会福祉協議会における退職共済事業は、会計監査人の設置基準の判定対象（平成３１年度から）２　会計監査人の設置を定款で定めた法人は、会計監査人を設置しているか。３　会計監査人が欠けた場合、遅滞なく会計監査人を選任しているか。　※会計監査人の補充のための検討や手続が進められているかを確認４　評議員会の決議により適切に選任等がされているか。　※選定基準を作成し、提案内容を比較検討のうえ選任　※監事の過半数の同意が必要５　省令に定めるところにより会計監査報告を作成しているか。　※必要な事項の記載、特定監事及び特定理事への期限内通知の確認６　財産目録を監査し、その監査結果を会計監査報告に併せて記載又は記録しているか。１　評議員の報酬等の額が定款で定められているか。２　理事の報酬等の額が定款又は評議員会の決議によって定められているか。　※無報酬の場合も決議が必要３　監事の報酬等が定款又は評議員会の決議によって定めているか。　※無報酬の場合も決議が必要４　定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議によって定められているか。　※監事による全員一致の決定が必要５　会計監査人の報酬等を定める場合に、監事の過半数の同意を得ているか。１　理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、支給の基準を定め、評議員会の承認を受けているか。　※定款において無報酬と定めた場合、支給基準作成の必要はない。　※支給基準：勤務形態に応じた報酬区分、算定方法、支給方法、支給形態２　理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を公表しているか。　※法人は「不当に高額」でないことの説明責任があり、検討状況の説明が求められる。１　評議員の報酬等が定款に定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。２　役員の報酬等が定款又は評議員会の決議により定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。１　理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額について、現況報告書に記載の上、公表しているか。１　定款に規定している事業が実施されているか。 　※休止中で再開の見込みがない場合は削除する。２　定款に規定されていない事業が実施されていないか。３　社会福祉事業及び公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供（地域公益取組）するよう努めているか。※地域公益取組は、地域住民の理解と協力を得て、実践を積み重ねていくことが重要であり、積極的な情報発信が必要※国ホームページ等で公表されている好事例報告書を参照１　当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであるか。　※社会福祉事業の規模が法人全事業のうち５０％を上回っていること（原則、事業活動内訳表におけるサービス活動増減の部のサービス活動費用計の比率で判断）２　社会福祉事業で得た収入を、法令・通知上認められていない使途に充てていないか。３　社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されているか。１　社会福祉と関係があり、また、公益性があるものであるか。２　公益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。３　公益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。　※原則、事業活動内訳表におけるサービス活動増減の部のサービス活動費用の計の比率により判断１　社会福祉事業又は政令で定める公益事業の経営の財源に充てる事業の目的に従って、収益がこれらの事業の経営に充てられているか。　２　収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。３　事業規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。　※原則、事業活動内訳表におけるサービス活動増減の部のサービス活動費用の計の比率により判断４　法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるもの及び投機的なものでないか。５　当該事業を行うことにより当該法人の社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがあるものでないか。１　重要な役割を担う職員の選任及び解任は理事会の決議を経て行われているか。　※「重要な役割を担う職員」の範囲は、定款又はその他の規程等において規定２　職員の任免は適正な手続きにより行われているか。１　法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、すべて基本財産として定款に記載されているか。また、当該不動産の所有権について登記がなされているか。１　社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体から借用している場合は、国又は地方公共団体の使用許可等を受けているか。２　社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合は、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記がなされているか。１　評議員、理事、監事、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか。１　社会福祉充実計画に定める事業が計画に沿って行われているか（社会福祉充実計画を策定している場合のみ）。１　法令に定める事項について、インターネットを利用して公表しているか。　※定款の内容、役員等報酬基準、計算書類、役員等名簿、現況報告書を公表※公表は、原則として、法人又は法人が加入する団体のホームページへの掲載による（計算書類及び現況報告書については「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」（ＷＡＭ　ＮＥＴ）も可）１　福祉サービス第三者評価事業による第三者評価の受審等の福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。また、その結果について公表しているか。２　ＩＳＯ９００１の認証取得施設を所有しているか。施設名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が積極的に行われているか。※苦情解決体制及び解決の手順等が整備されていること※苦情解決の記録と報告が積み重ねられていること※解決結果がインターネット及び事業報告書等で公表されていること１　登記事項（資産の総額を除く）について変更が生じた場合、２週間以内に変更登記をしているか。２　資産の総額については、会計年度終了後３か月以内に変更登記をしているか。 | 定款評議員会議事録所轄庁の変更認可書所轄庁の変更届出書定款理事会議事録関係規程類理事会議事録、関係書類等評議員の選任に関する書類（評議員選任・解任委員会の資料、議事録等）、就任承諾書等評議員の履歴書、誓約書等選任手続きにおける関係書類役職員名簿評議員の履歴書、役職員名簿等同上評議員会議事録評議員名簿評議員の履歴書定款、評議員名簿評議員会の招集通知理事会議事録評議員会議事録評議員会議事録評議員会議事録評議員会議事録評議員会議事録同意の意思表示の書面又は電磁的記録評議員会議事録評議員会議事録評議員会議事録、同意の意思表示又は電磁的記録監事監査報告監査報告書（独立監査人の監査報告書、監査実施概要及び監査結果の説明書）理事会議事録評議員会議事録等定時評議員議事録独立監査人の監査報告書、監査実施概要及び監査結果の説明書財務会計に関する支援業務実施報告書等定款理事の選任に関する評議員会議事録欠員補充のための検討や手続きに係る書類（員数の３分の１を超えない欠員がある場合）評議員会議事録、就任承諾書評議員会議事録役員の履歴書、誓約書等選任手続きにおける関係書類上記１及び役員名簿役員の履歴書、役員名簿理事会議事録役員名簿、理事会議事録役員名簿役員の履歴書役員の履歴書役員名簿理事会議事録理事会議事録理事会議事録理事会議事録定款監事の選任に関する評議員会議事録欠員補充のための検討や手続きに係る書類（員数の３分の１を超えない欠員がある場合）評議員会議事録就任承諾書監事の選任に関する評議員会の議案についての監事の同意を証する書類評議員会議事録役員の履歴書、誓約書等選任手続きにおける関係書類役員名簿役員の履歴書、役員名簿役員の履歴書、役員名簿理事会議事録役員名簿役員の履歴書役員の履歴書監査報告、監査報告の内容の通知文書理事会議事録定款、理事会招集通知理事会招集通知招集通知を省略した場合の理事及び監事の全員の同意を証する書類定款、理事会議事録定款、理事会議事録理事会議事録理事会議事録理事会議事録、理事全員の意思表示及び監事が異議を述べていないことを示す書面又は電磁的記録理事会議事録、理事に委任する事項を定める規程等理事会議事録定款、理事会議事録理事会議事録理事会議事録電子署名理事会議事録理事全員の同意の意思表示を記した書類定款、理事会議事録、借入金明細書（計算書類の附属明細書）、専決規程等、理事長による決裁文書、借入契約書等定款定款会計監査人の選任に関して検討を行った理事会議事録等評議員会議事録会計監査報告会計監査報告定款定款、評議員会議事録定款、評議員会議事録上記、及び、監事の報酬等の具体的な配分の決定が行われたこと及びその決定内容を記録した書類理事会議事録、監事の過半数の同意を得たことを証する書類理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準評議員会議事録インターネット公表報酬等の支給基準、報酬等の支払いの内容が確認できる書類同上インターネット公表定款、法人の事業内容が確認できる書類（事業報告等）同上取組内容が確認できる書類（事業報告、現況報告書等、法人ホームページ）計算書類及びその附属明細書同上定款、貸借対照表、財産目録、登記簿謄本計算書類及びその附属明細書、事業報告、理事会及び評議員会議事録同上同上計算書類及びその附属明細書、事業報告、理事会及び評議員会議事録同上計算書類、収益事業の事業内容が確認できる書類同上同上理事会議事録、職員任免に関する規程類、辞令又は職員の任免について確認できる書類同上定款、財産目録、登記簿謄本、固定資産管理台帳国又は地方公共団体の使用許可があること又は国又は地方公共団体が借用を認めていることを証する書類（使用許可証、賃貸借契約書等）財産目録、賃貸借契約書、収支予算書、登記簿謄本経理規程、給与規程等関係規程類、役員等報酬基準、計算関係書類、会計帳簿、証憑書類、法人の関係者が確認できる書類（履歴書等）社会福祉充実計画、事業報告、計算書類等インターネット公表第三者評価の結果報告書、ホームページ等認証証明書（登録証）苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の任命に関する書類、苦情解決に関する規程類、苦情解決の仕組みの利用者への周知のためのパンフレット、ホームページ等登記簿謄本、登記手続の関係書類等同上 | いない・いるいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいない・いるいない・いるいない・いるいない・いるいない・いるいない・いるいない・いるいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいない・いるいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいない・いるいる・いないいない・いるいない・いるいない・いるいる・いないいない・いるいない・いるいない・いるいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいない・いるいる・いないいる・いないいる・いないいない・いるいない・いるいない・いるいる・いないいない・いるいない・いるいない・いるいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいない・いるいない・いるいない・いるいない・いるいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいない・いるいる・いないいる・いないいない・いるいる・いないいる・いないいない・いるいない・いるいる・いないいない・いるいない・いるいない・いるいない・いるいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいない・いるいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いない | 適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否適 ・ 否 | 法第３１条第１項法第４５条の３６第１項、法第４５条の９第７項第３号法第４５条の３６第２項、第４項規則第４条法第３４条の２第１項法第５９条の２第１項規則第１０条第１項法第４５条の１３第５項、令第１３条の３法第４５条の１３第４項規則第２条の１６法第３９条法第４０条第１項法第４０条第２項法第４０条第４項、第５項法第１０９条第５項審査基準第３の１の（３）審査基準第３の１の（４）審査基準第３の１の（６）法第４０条第３項審査基準第３の２の（５）法第４５条の９第１０項準用一般法人法第１８２条法第４５条の９第１０項準用一般法人法第１８１条法第４５条の９第１項法第４５条の９第６項法第４５条の８第２項法第４５条の９第７項法第４５条の９第８項法第４５条の９第１０項準用一般法人法第１９４条第１項、第１９５条法第４５条の１１第１項法第４５条の１１第２項、第３項法第４５条の９第１０項準用一般法人法第１９４条第２項法第45条の28法第45条の28第2項法第45条の28第3項法第45条の30第2項法第45条の31実施要綱３の（２)専門家による支援等通知１法第４４条第３項法第４５条の７第１項法第４４条第３項法第４３条第1項法第４５条の４第１項法第４４条第１項準用法第４０条第１項法第４４条第６項法第１０９条第５項審査基準第３の１の（３）審査基準第３の１の（４）審査基準第３の１の（６）法第４４条第４項第１号法第４４条第４項第２号法第４４条第４項第３号法第４５条の１３第３項法第４５条の１６第２項第２号法第４４条第３項法第４５条の７第２項法第４４条第３項法第４３条第１項法第４３条第３項準用一般法人法第７２条第１項法第４５条の４第１項、法第４５条の９第７項第１号法第４４条第１項準用法第４０条第１項法第４４条第２項法第４４条第７項法第１０９条第５項審査基準第３の１の（３）審査基準第３の１の（４）審査基準第３の１の（６）法第４４条第５項法第４５条の１８第１項法第４５条の１８第３項準用一般法人法第１０１条法第４５条の１４第１項法第４５条の１４第９項準用一般法人法９４条第１項法第４５条の１４第９項準用一般法人法９４条第２項法第４５条の１４第４項法第４５条の１３第２項法第４５条の１４第５項法第３１条第５項法第４５条の１４第４項、第５項法第４５条の１３第４項法第４５条の１３第４項法第４５条の１６第３項法第４５条の１４第６項法第４５条の１４第６項法第４５条の１４第７項、規則第２条の１８第１項第１号法第４５条の１５第１項法第４５条の１３第４項第２号法第３７条、令第１３条の３法第３６条第２項法第４５条の６第３項法第４３条第１項法第４５条の１９第１項規則第２条の３０法第４５条の１９第２項法第４５条の８第４項準用一般法人法第１９６条法第４５条の１６第４項準用一般法人法第８９条法第４５条の１８第３項準用一般法人法第１０５条第１項法第４５条の１８第３項準用一般法人法第１０５条第２項法第４５条の１９第６項準用一般法人法第１１０条法第４５条の３５第１項、第２項規則第２条の４２法第５９条の２第１項第２号規則第１０条第１項法第４５条の３５第３項法第４５条の３５第３項法第５９条の２第１項第３号、規則第１０条法第３１条第１項法第３１条第１項法第２４条第２項審査基準第１の１の（１）法第２６条第２項法第２５条審査基準第１の２の（５）審査基準第１の２の（３）審査基準第１の２の（４）法第２６条第１項令第１３条審査基準第１の３の（３）審査基準第１の３の（４）審査基準第１の３の（５）審査基準第１の３の（２）審査基準第１の３の（４）法第４５条の１３第４項第３号法第４５条の１３第４項第３号法第２５条審査基準第２の１の（１）審査基準第２の１の（１）、（２）のエ、オ、キ法第２７条、令第１３条の２法第５５条の２第１１項法第５９条の２規則第１０条法第７８条第１項法第８２条法第２９条組合等登記令組合等登記令 |  |

【根拠法令等の名称】

　この点検調書に記載されている根拠法令等は、次のとおりです。

・法　　　　　　　　　　　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）

・令　　　　　　　　　　　社会福祉法施行令（昭和３３年政令第１８５号）

・規則　　　　　　　　　　社会福祉法施行規則（昭和２６年厚生省令第２８号）

・審査基準　　　　　　　　社会福祉法人の認可について（平成１２年１２月１日厚生省社会・援護局長等連名通知、平成２８年１１月１１日最終改正）別紙１

・定款例　　　　　　　　　社会福祉法人の認可について（平成１２年１２月１日厚生省社会・援護局長等連名通知、平成２８年１１月１１日最終改正）別紙２

・審査要領　　　　　　　　社会福祉法人の認可について（平成１２年１２月１日厚生省社会・援護局企画課長等連名通知、平成３０年３月３０日最終改正）別紙

・一般法人法　　　　　　　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年法律第４８号）

・組合等登記令　　　　　　組合等登記令（昭和３９年政令第２９号）

・実施要綱　　　　　　　　社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（平成２９年４月２７日厚労省社会・援護局長等連名通知）別添

・専門家による支援等　　　会計監査及び専門家による支援等について（平成２９年４月２７日厚労省社会・援護局福祉基盤課長通知）

・地域公益取組　　　　　　社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について（平成３０年１月２３日厚労省社会・援護局福祉基盤課長通知）

・苦情解決　　　　　　　　社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成１２年６月７日厚生省社会・援護局長等連名通知、

平成２９年３月７日最終改正）

・第三者評価　　　　　　　「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について（平成２６年４月１日厚労省社会・援護局長等連名通知、

平成３０年３月２６日最終改正）